

「同居・近居」及び「三世代家庭」の要件について

1 「三世代同居・近居」の居住敷地要件について

○三世代同居

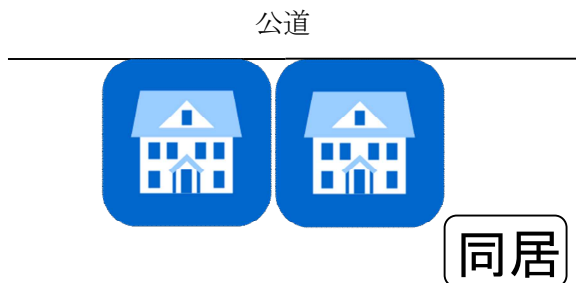
「同一敷地内又は隣接する敷地」に三世代以上が居住している場合に該当となります。隣接する敷地の間に宅地用水または宅道がある場合も該当となります（農業用水路または公道は該当となりません）。

集合住宅の場合は、「同一住戸または隣接する住戸」に三世代以上が居住している場合に該当となります。

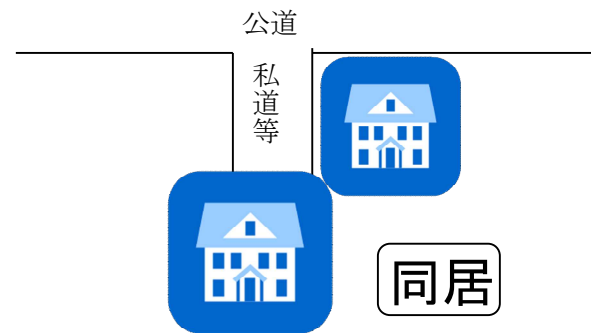
○三世代近居

「同一の自治振興会の区域内」（庄東小学校及び庄川小学校の通学区域内）又は「市内の直線距離500mの範囲内」に三世代以上が居住している場合に該当となります。

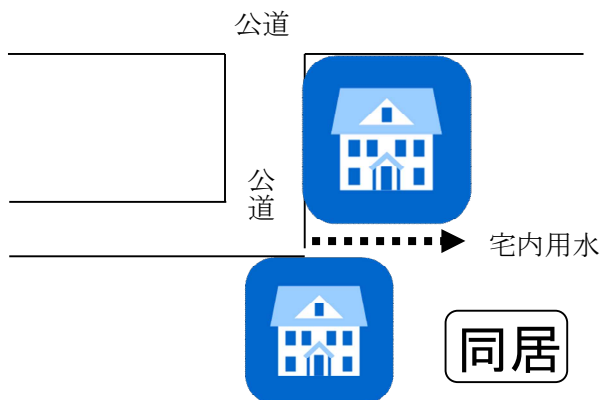
事例1 隣接する敷地の場合



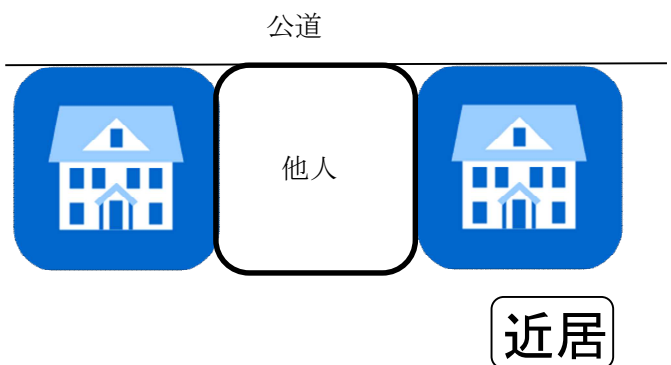
事例2 敷地間に宅道がある場合



事例3 敷地間に宅内用水がある場合



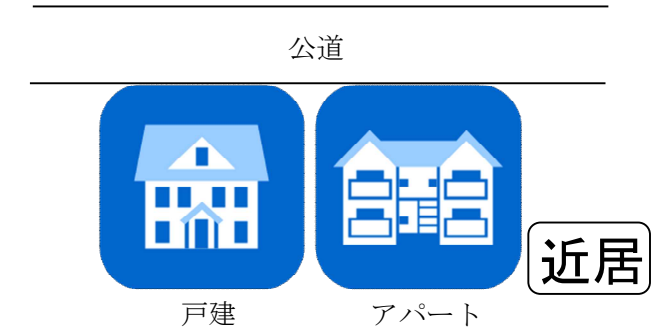
事例4 隣接していない場合



事例5 戸建とマンションが隣接する場合



事例6 戸建とアパートが隣接する場合



※アパートに係る工事は対象外

2 「三世代家庭」の構成要件について



..... 死亡



..... 本市に住民票がない
又は居住実態がない

○ 対象となる事例	
4世代の間の 1世代がない 場合	祖父 祖母 父 母 子 子配偶者 孫
各世代が1人 の場合	祖父 祖母 父 母 子 子配偶者 孫
傍系親族と居 住の場合 (叔父、叔母、 甥、姪等)	祖父 祖母 父 母 叔父 子 子配偶者 孫
世帯分離して いるが、同一敷 地(または隣接 する敷地)内に 居住している 場合	祖父 祖母 父 母 子 子配偶者 孫 世帯分離

× 対象とならない事例	
3世代の間の 1世代がない 場合	父 母 子 子配偶者 孫
住民票はある が、居住実態が ない場合	父 母 子 子配偶者 孫
	父 母 子 子配偶者 孫
居住実態はある が、住民票が ない場合	父 母 子 子配偶者 孫